

市町村脱炭素地域づくり支援事業補助金のご案内

市町村が、地域の資源を生かした再生可能エネルギーの導入や電気自動車（EV）の活用等により地域内の課題解決を図る取組を実施する際にご利用いただけます。

岡山県環境文化部 脱炭素社会推進課



岡山県では、地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入やEVの活用により、地域内の課題解決に取り組む市町村を対象に、取組に必要な経費の一部を補助します（国の補助金など他の補助金との併給可、ただし、県の他の補助金は除く）。

1 補助金を申請できる者

（1）市町村

（2）民間事業者（（1）の市町村とリース契約又はPPAを締結する者であって、（1）の市町村と共同申請する者に限る。）

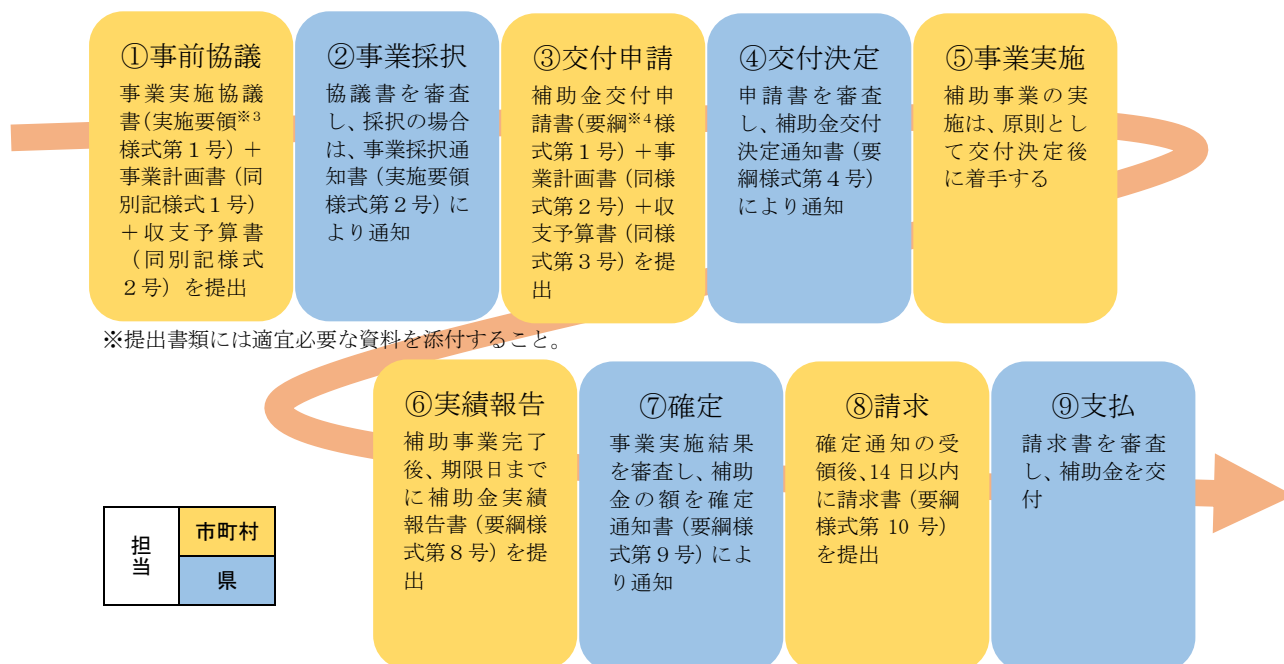
【補助金を申請できる者に民間事業者を含めたことについて】

市町村がリース契約又はPPAにより事業実施する場合、リース事業者又はPPA事業者に対して導入費用を補助対象経費として一括で交付し、月々のリース料金又はPPAサービス料金の減額が可能となります。

2 補助の概要

対象事業	地域の課題解決に貢献する事業であって、次の(1)～(3)に示すもの。 (1) 再生可能エネルギー発電設備又は熱供給設備を導入する事業 (太陽光発電設備又は風力発電設備を導入する場合は、蓄電池等の併設が必須。) (2) EV活用事業 (3) 上記(1)及び(2)に係る事業検討のための調査・コンサルティング事業
補助率	1／2 (補助上限額) 上記(1)の事業、 500万円 上記(2)の事業 1,000万円 上記(3)の事業 200万円
補助対象経費	人件費※、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費、施設等の整備費、設備備品購入費、補助金等のうち県が必要と認める経費 ※関係行政機関の恒常的職員に係る人件費を除く
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）。 ただし、国の補助金・助成金等を受領する場合、当該補助金・助成金等の額を補助対象経費から控除した額に補助率を乗じた額とする（千円未満切り捨て）。
補助要件	○上記(1)及び(2)について、新規に設備を導入する事業であること。 ○上記(3)について、調査の結果、検討した事業に着手できない合理的な理由がある場合を除き、3年以内には事業着手すること。 ○対象事業の内容に応じて見込まれる効果を、成果目標として設定すること。 <例> ・エネルギー消費削減量（現状△kWh/年を○kWh/年に削減する） ・EV活用事業（カーシェアリング等）事業参加者数

3 手続きの流れ



4 申請・問い合わせ先

岡山県環境文化部 脱炭素社会推進課 企画班

datsutanso@pref.okayama.lg.jp

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL: 086-226-7298

5 令和7年度事業実施協議書の受付期限: 令和7年5月9日(金)

※予算残額の状況によって、期限後でも受付可能な場合があります。

6 備考

※3 市町村脱炭素地域づくり支援事業実施要領

※4 市町村脱炭素地域づくり支援事業補助金交付要綱